

新潟県臨床心理士会

スーパーヴィジョンに関するガイドライン

はじめに：臨床心理士によるスーパーヴィジョン

臨床心理士はその実践業務において、クライアントの心の内面に触れ、ときに極めて繊細な内容を取り扱います。そのため臨床心理士は日本臨床心理士会の制定した倫理規約に則り、業務上知り得たクライアントについての情報および業務に関わる一切の内容をむやみに他人に口外してはなりません。一方、個々の臨床心理士は、クライアントの利益のために、自身の業務が独善的なものにならないように常に自己点検を怠らず、また業務の質をより向上させるために研鑽を重ねてゆく責任を負っています。

臨床心理士とはいっても、その個人がクライアントの多種多様な心のテーマ、および自らに期待される臨床業務の一切を独りで抱えつつ、さらに自分自身の営みを客観的に検討するということは大変難しいことでもあります。クライアントがそうであるように、個人でそのすべてを実現し続けることは極めて難しいことを自覚する我々が、自身の業務を専門的な水準に保つておくために、その業務の一環として活用するのがスーパーヴィジョンです。スーパーヴィジョンを活用する臨床心理士(以下、スーパーヴァイザーと呼ぶ)は、クライアントとその関係に生じる心理的諸事象の守秘を保ちながら、スーパーヴィジョンの場において自身の業務内容を客観的にチェックします。またスーパーヴィジョンを引き受ける臨床心理士(以下、スーパーヴァイザーと呼ぶ)は、スーパーヴァイザーに自らの客観的な視点を提供すると同時に、その場で得た一切の内容を他に漏らすことがあってはなりません。

以上を踏まえ、臨床心理士が自身の業務において関わるクライアントのプライバシーを守りつつ、さらに自身の臨床心理行為の質を維持向上させるために、他の臨床心理士とその業務内容を共有し、他者の視点を得て自ら検討を図ることを臨床心理士によるスーパーヴィジョンの第一義とします。

以下では、このスーパーヴィジョンが適切に運用されるためのガイドラインとして、スーパーヴィジョンを臨床心理士による臨床心理行為の一つとして位置づけ、1. スーパーヴァイザーが必ず遵守しなければならない事項、および2. それをさらに有効に機能させるための実施基準を示し、スーパーヴァイザーおよびスーパーヴァイザー双方が、このガイドラインを共有してスーパーヴィジョンを実施することを推奨するものです。1. については臨床心理士としての倫理規定に準じた遵守事項ですが、2. についてはあくまで参照枠として示すもので、個々のスーパーヴィジョンの実施方法等について何ら制限を課すものではありません。また、当ガイドラインは、クライアントに益するために上記の目的において臨床心理士同士が行なうスーパーヴィジョンを対象とするものであり、別の目的に資するために行なわれるスーパーヴィジョン(教育指導、母子並行面接での情報共有、組織内での報告)や、他領域で行われるスーパーヴィジョンを対象とはしていません。

ガイドライン

1. スーパーヴィジョンにおける遵守事項

1-1. 倫理綱領の遵守

スーパーヴィジョンの実施にあたって、臨床心理士は倫理綱領の遵守が求められる。業務の対象であるスーパーヴァイザーがいかなる立場の者であった場合でも、スーパーヴァイザーはクライアントに対する場合と同様、スーパーヴァイザーの人権に対して尊重し、その契約関係に基づいた適切な配慮がなされなくてはならない。

1-2. 情報の取り扱い

スーパーヴァイザーは、スーパーヴィジョンの場において得た情報およびそこで取り扱った内容の一切を、他の場で口外してはならない。またそれはそこで用いた資料等にあっても同様の扱いである。とくにスーパーヴァイザーは、スーパーヴィジョンによって知り得たクライアントの言動や情報、クライアントの取り巻く関係者(当該スーパーヴァイザーを含む)についての情報を、スーパーヴァイザーの許可なく自身の業務や私的な目的のために用いることは厳に慎まなくてはならない。

1-3. スーパービジョン関係の独立性

スーパーヴァイザーは、スーパービジョンの場で生じた互いの言動ややり取りに起因する自らの感情や評価を、別の場で関わる際の当該スーパーヴァイザーとの関係に持ち込んではいけません。また逆に、すでに別の関係(上司-部下、同僚、先輩-後輩、私的な交流、等)において生じている感情や評価についても、スーパービジョンの場での発言ややり取りに無自覚に持ち込むことのないよう心がける責務がある。

1-4. スーパービジョンの休止および終結

スーパーヴァイザーがスーパービジョンの継続的な実施を何らかの理由で希望しない場合は、スーパーヴァイザー自身の判断で休止もしくは終結することができる。スーパービジョン契約の休止および終結に関わる決定については、スーパーヴァイザー側の意向や事情が優先される。その場合、スーパーヴァイザーはそのことについて意見を伝えることはできても、継続を強要したり、休止や終結によってその他の場でのスーパーヴァイザーの評価や連携に悪影響を生じさせたりするようなことがあってはならない。

2. 機能的なスーパービジョンのためのガイドライン

2-1. スーパービジョンの契約

スーパービジョンの実施にあたっては、スーパーヴァイザーとスーパーヴァイザー間で事前に申し合わせや契約を取り交わしておくことが望ましい。双方の事情やニーズによって異なるが、概ね以下の事項についての取り決めがなされるのが一般的である。

2-1-1. (目的)

スーパービジョン実施にあたってスーパーヴァイザーのニーズがどういった点にあるのかを共有しておくことが望ましい。共有されるニーズの大枠としては、スーパーヴァイザーの訓練や教育に積極的に重点を置くもの(Education 機能)、日常の臨床業務を継続・維持してゆくための技術的、心理的サポートを主とするもの(Support 機能)、スーパーヴァイザーによる指示・管理を受けるためのもの(Administration 機能)などがある。これらの目的はさらに限定的なものであったり、重複したりすることがあり得るが、事前もしくは初回にその主たる目的を互いに共有し、変更が必要となった場合は適宜双方で話し合い、確認して進めてゆくこと。

2-1-2. (形態)

個人契約か、グループ・スーパービジョンか。一回限りのものか、継続的なものか。定期的に行なうのか、不定期に行なうのか。必要に応じて随時実施するという場合もあり得るが、前項の目的に沿った実施の形態について、枠組みを明確に定めておくことが、心理臨床面接の場合と同様スーパービジョンを有効に機能させる。

2-1-3. (料金)

スーパービジョンにおいて、スーパーヴァイザーはスーパーヴァイザーに一定の料金を支払うことが望ましい。料金の支払いを受けることにより、スーパーヴァイザーは上記1. の遵守事項を守り、守秘や関係の独立性を保つ責務と、当該スーパービジョンを目的に沿ったものと成すよう努めることが求められる。また、料金を支払うことにより、スーパーヴァイザーは主体的にスーパービジョンを活用し、スーパーヴァイザーとの対等な契約関係を維持し易くなる。

2-2. スーパーヴィジョンの内容・形式

スーパーヴィジョンの内容・形式については、スーパーヴァイザーの目的や職域、業務内容、キャリアや個性によって、またスーパーヴァイザーの拠って立つ学派や考え方、その他の事情によって多様な形や進め方があり得る。クライアントの利益に供するためという原則を外れない限りにおいて、双方で自由に工夫してゆくべきである。

2-2-1. (スーパーヴァイザー)

スーパーヴァイザーは、自身の臨床実践に関わる事例および自らの考えを、できる限り率直にスーパーヴァイザーに伝えることが望ましい。そのために事前に資料を準備するなど、契約した時間内で十分にスーパーヴィジョンを活用できるような個別の創意工夫が必要となる。また、スーパーヴィジョンの定期的な契約を結んでおくことにより、スーパーヴァイザーは資料作成等を通して日常的に自身の臨床事例について振り返る、もしくは理解を深めてゆくための契機もしくは動機を得ることができる。

スーパーヴィジョンはスーパーヴァイザーが主体となって活用するものであるため、スーパーヴァイザーはスーパーヴァイザーが述べたコメントや指示を鵜呑みにせず、自分自身で十分に納得した上で、自らの責任において実践に適用してゆくように注意すべきである。また、予め取り交わした契約の範囲を著しく超えるような要求や、私的な処遇をスーパーヴァイザーに求めるべきではない。

2-2-2. (スーパーヴァイザー)

スーパーヴァイザーは、スーパーヴァイザーと合意した契約に即して、当該臨床事例への客観的な視点を提供しつつ、その実践を支えてゆく。ただし、スーパーヴィジョンを引き受ける、もしくは継続するにあたり、自らの力量と現実的な限界を常に考慮しておくことが必須である。また、スーパーヴァイザーの個人的なテーマやプライベートな問題、病理などに深入りすることはできるだけ避け、あくまで扱われる当該臨床事例の範囲内で話し合いを限定するよう心がけなければならない。

事例へのコメントに際しては、スーパーヴァイザーの関わる当該事例の進展およびクライアントの人権や生活を損なわないことを原則とし、拙速なクライアントの治療や成長、変化を促したり、スーパーヴァイザーの教育や指導を優先させたり、自身の考えや方法を押し付けるようなことがないように十分留意しなければならない。

スーパーヴァイザーが自身の限界を弁え、そのスーパーヴィジョンが対象の臨床事例やスーパーヴァイザーに少なくとも悪影響を及ぼさないようにするためにも、スーパーヴァイザー自身も同様の契約あるいは形態でのスーパーヴィジョンをスーパーヴァイザーとして経験しておくべきである。継続的なスーパーヴィジョンの場合は概ね1年間、単回のものでも自身の担当事例を呈示する機会を10回程度は経験していることが望ましい。また、スーパーヴァイザーも自身の臨床実践が厳しく問われる場に身を置いておくことも重要である。

平成27年4月1日作成

※ 本ガイドラインに関するご意見、お問い合わせは新潟県臨床心理士会研修委員会までご連絡ください。